

令和6年度(2024年度) 償却資産(固定資産税) 申告の手引

大磯町 政策総務部 税務課

大磯町の税務行政につきまして、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産(事業用資産)にも課税されます。

償却資産の所有者の方は、毎年1月1日現在で所有の償却資産について御申告いただく必要があります。(地方税法第383条)

この手引を御参照の上、期限までに必ず御申告くださるようお願いいたします。

※ 該当の償却資産がない場合や、廃業、法人の解散、町内事業所の廃止等があった場合でも申告書等の提出をお願いいたします。(13ページを参照)

■ 申告期間

令和6年1月4日(木)～1月31日(水) ※必着

※ 期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、令和6年1月19日(金)までの早期申告に御協力をお願いします。

■ 申告書等の提出方法

- ・ 次のいずれかの方法により申告書等(13ページを参照)を御提出ください。
※ オフィス等のパソコンから簡単・便利に手続きができる①を推奨します。

① 地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)による電子申告

※ 詳細は、裏面をご覧ください。

② 郵送による提出

※ 控えに收受印が必要な方は、申告書等の控えと返信用封筒(宛名記入・切手貼付)を同封してください。同封のない場合は、返送ができません。

③ 窓口での直接提出

- ・ 申告書等の様式は、前年度の申告状況に応じてお送りしています。

また、町ホームページ(<http://www.town.oiso.kanagawa.jp/>)

からもダウンロードできます。 **大磯町 償却資産**で検索

- ・ 申告書等の控えが必要な方は、提出前に複写されるようお願いします。



■ 申告書等の提出先・お問合せ先

大磯町 政策総務部 税務課 資産税係(本庁舎1階4番窓口)

〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地

電話 0463-61-4100 内線255・256

※ 受付時間 8:30～17:15

(土・日曜日、祝日、年末年始を除く。)



大磯町観光キャラクター
いそべえ
©2011 OISO-MACHI

【目次】

1 償却資産のあらまし

- (1) 償却資産とは 1
- (2) 申告の対象となる資産・ならない資産 2
- (3) 国税（法人税・所得税）との比較 5
- (4) 建物附属設備における家屋と償却資産の区分 6
- (5) 業種別の主な償却資産 7

2 税額等の算出方法

- (1) 価格（評価額）の算出 9
- (2) 課税標準額の算出 10
- (3) 税額の算出 10
- (4) 非課税となる償却資産 10
- (5) 課税標準の特例の対象となる償却資産 11

3 償却資産の申告

- (1) 申告が必要な方 12
- (2) 申告の方式 12
- (3) 提出書類 13
- (4) 償却資産申告書の書き方 14
- (5) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方 15
- (6) 種類別明細書（減少資産用）の書き方 16
- (7) 個人番号（マイナンバー）・法人番号の記入について 17
- (8) 申告に関する注意事項 18
- (9) 申告のチェックリスト 19

地方税の電子申告には、エルタックス

eLTAX

を御利用ください！

地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)は、地方税共同機構が運用するシステムで、インターネットを利用して自宅・事務所等から申告ができます。

初めてeLTAXを利用する際には、利用届出の手続きが必要となります。

詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

- ・ eLTAXホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- ・ eLTAXヘルプデスク: 電話 0570-081459 又は 03-5521-0019

※ 月～金曜日(休祝日・年末年始を除く。) 9:00～17:00



1 償却資産のあらまし

(1) 償却資産とは

「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除きます。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費にされるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有するものを含みます。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

具体的には、会社や個人で「事業」を行っている方が、その「事業」のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が該当します。

「事業」とは、「一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うこと」をいい、営利又は収益を得ることを直接の目的としていないものも含まれます。したがって、公益法人、一般社団法人等が行う活動も「事業」に該当します。

また、企業が社員等の利用に供するために設置している福利厚生施設（医療施設、食堂施設、寄宿舎、娯楽施設等）の構築物、機械、器具、備品等も事業用資産に含まれます。

【参考】償却資産の種類・具体例

償却資産の種類		具体例	
第1種	構築物	構築物	門、塀、屋外灯、構内・駐車場舗装、屋外排水溝、煙突、貯水池、看板・広告塔、緑化施設 等
		建物附属設備	建築設備（電気設備、ガス設備、給排水設備等）、内装・内部造作 等 ※ 家屋と償却資産の区分 ⇒ 6ページを参照
第2種	機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーター・ポンプ類等の汎用機械類、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（分類番号「0、00～09、000～099、00A～09Z、0A0～0Z9及び0AA～0ZZ」のもの） 等	
第3種	船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船 等	
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等	
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト・農耕トラクタ（最高速度35km/h以上）等の大型特殊自動車（分類番号「9、90～99、900～999、90A～99Z、9A0～9Z9及び9AA～9ZZ」のもの）、台車 等 ※ 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる自動車等（普通自動車、軽自動車、小型特殊自動車等）は、除きます。	
第6種	工具・器具及び備品	測定工具、検査工具、取付工具、エアコン、ロッカー、金庫、椅子、事務机、パソコン、複写機、レジスター、陳列ケース、冷蔵庫 等	

※ 業種別の主な償却資産 ⇒ 7ページを参照

(2) 申告の対象となる資産・ならない資産

ア 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産（大磯町内に所在するものに限ります。）のうち、次の要件を満たすものです。

- 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法及び法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（「土地及び家屋」の定義は、地方税法第341条の規定によります。）。なお、次に掲げる資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

①	建設仮勘定で経理されている資産
②	建物勘定（建築設備を含む。）に経理されているものであっても、家屋に含まれない資産
③	決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
④	簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
⑤	償却済資産（耐用年数が経過し、減価償却が終わった資産）
⑥	遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
⑦	未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
⑧	割賦金が完済していない割賦買入資産で、事業の用に供している資産
⑨	改良費 ※ 資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して扱います。
⑩	福利厚生のに供している資産
⑪	通常の賃貸借契約によるリース資産（貸している資産）
⑫	割賦販売に当たるような契約によるリース資産（借りている資産）
⑬	税務会計上、租税特別措置法の規定により即時償却した資産
⑭	取得価額が20万円未満であっても、個別に減価償却している資産

- 耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額（1個又は1組当たり）が一定の金額以上（詳細は、次の表のとおりとなります。）の資産

※ 償却方法によっては、申告対象外となる場合があります。（3ページを参照）

個人	平成元年3月31日以前に取得の資産	10万円以上
	平成元年4月1日から平成10年12月31日までに取得の資産	20万円以上
	平成11年1月1日以後に取得の資産	10万円以上
法人	平成元年3月31日以前に取得の資産	10万円以上
	平成10年3月31日以前に開始された事業年度に取得の資産 （平成元年3月31日以前に取得の資産を除く。）	20万円以上
	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得の資産	10万円以上
	※ 法人の場合は、表中の金額未満でも、税務会計上、資産として計上し、個別に減価償却しているものについては、申告の対象となります。	

イ 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、申告の対象となりません。

①	自動車税・軽自動車税の課税対象となるべき自動車・軽自動車等 ※ 工場構内等で使用する無登録自動車を含みます。 ※ ナンバープレートの有無で判断するものではありません。
②	果樹、牛、馬、その他生物 ※ 観賞用・興行用のものは、申告対象となります。
③	無形固定資産（アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権 等）
④	繰延資産（開業費、開発費等）
⑤	棚卸資産（商品、原材料等）
⑥	美術品等（時の経過によりその価値の減少しない資産）
⑦	劣化資産（冷媒、触媒、熱媒等）
⑧	耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上、固定資産として計上しないもの
⑨	取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上、3年間で一括償却したもの
⑩	通常の賃貸借契約によるリース資産（借りている資産）
⑪	割賦販売に当たるような契約によるリース資産（貸している資産）
⑫	平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で、取得価額が20万円未満のもの

【参考】少額の減価償却資産の取扱い

少額の減価償却資産は、税務会計上の経理区分により、次のとおり取扱いが異なります。

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
① 一時に損金算入（※1・※4）	申告対象外			
② 3年間一括償却（※2・※4）	申告対象外			
③ リース資産 （ファイナンス・リース）	申告対象外		申告対象 （2ページ(2)アを参照）	
④ 中小企業特例（※3・※4）	申告対象			
⑤ 個別減価償却（※5）	申告対象			

※1 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

※2 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

※3 中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2又は第67条の5（旧租税特別措置法第67条の8））。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

※4 上記①、②及び④の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

※5 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産は全て必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（所得税法施行令第138条）。

【参考】「大型特殊自動車」と「小型特殊自動車」の区別

- ・ 種別が「大型特殊自動車」に該当する車両は、固定資産税（償却資産）の課税対象となるため、申告の対象となります。ナンバー登録の有無にかかわらず、全て申告してください。
- ・ 種別が「小型特殊自動車」に該当する車両は、軽自動車税の課税対象となり、固定資産税（償却資産）の課税対象にはなりません。別途、町税務課でナンバープレートの交付を受けてください。
- ・ 「大型特殊自動車」と「小型特殊自動車」の区別は、次の表のとおりです。

自動車の例示	自動車の大きさ			最高速度	種別
	長さ	幅	高さ		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ショベル・ローダ ・ タイヤ・ローラ ・ ロード・ローラ ・ フォーク・リフト ・ ホイール・クレーン 	4.70m 以下	1.70m 以下	2.80m 以下	15 km/h 以下	小型特殊自動車
	上記の条件に一つでも当てはまらないもの				大型特殊自動車
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農耕トラクタ ・ 農業用薬剤散布車 ・ 刈取脱穀作業車 ・ 田植機 	長さ・幅・高さによる区分なし			35 km/h 未満	小型特殊自動車

【参考】太陽光発電設備の取扱い

- ・ 大磯町における太陽光発電設備の取扱いは、次の表のとおりです。

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	申告対象 (売電用の事業用資産のため)	申告対象外 [※] (個人利用の資産とみなすため)
個人 (事業用)	申告対象	申告対象
法人	申告対象	申告対象

※ 実態として売電用の事業用資産とみなされるものは、申告対象となります。

- ・ 申告の対象となる設備の例は、次の表のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光パネル（屋根材など、家屋と一体の建材として設置した場合を除く。） ・ 架台（家屋と一体の建材として設置した場合を除く。） ・ 接続ユニット ・ パワーコンディショナー ・ 表示ユニット ・ 電力量計 ・ その他（土地の舗装、フェンスなど）
--

(3) 国税（法人税・所得税）との比較

固定資産税（償却資産）と国税（法人税・所得税）では、次の表のとおり取扱いが異なりますので、御留意ください。

項目	固定資産税（償却資産）	国税（法人税・所得税）
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	原則として「固定資産評価基準」に定める減価率	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度（建物については旧定額法） 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度（建物並びに平成28年4月1日以後に取得する構築物及び建物附属設備は定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
評価額の最低限度	取得価額の100分の5（5%）	1円（備忘価額）
圧縮記帳 ^{※1}	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却 ^{※2}	認められません。	認められます。 〔租税特別措置法〕
増加償却 ^{※3}	認められます。	認められます。 〔法人税法・所得税法〕
耐用年数の短縮 ^{※4}	認められます。	認められます。
改良費（資本的支出） ^{※5}	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則として区分評価（一部合算も可）
共有資産	持分を合算し、共有名義で申告	各々持分を減価償却

※1 「圧縮記帳」とは、国庫補助金等で取得した資産の価額から譲渡益等の相当額を控除した額を取得価額とすることをいいます。

※2 「特別償却」とは、普通償却のほかに、その取得価額に一定割合を乗じて計算した金額を必要経費又は損金の額に算入する制度をいいます。

「割増償却」とは、普通償却のほかに、事業年度の普通償却の額又は普通償却限度額に一定割合を乗じて計算した金額を必要経費又は損金の額に算入する制度をいいます。

※3 「増加償却」とは、通常の使用時間を超えて機械及び装置を使用した場合において、その平均的な使用時間を超えて使用した分、一時的に償却を増加させることをいいます。

※4 「耐用年数の短縮」とは、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間が当該資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合に、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、当該資産の未経過使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することができる制度をいいます。

※5 「改良費（資本的支出）」とは、取付けや取替え等で資産の耐用年数を延長し、又は価額を増加させるものをいいます。なお、能力維持のための支出は、修繕費となります。

(4) 建物附属設備における家屋と償却資産の区分

主な設備等の例示は、次の表のとおりです。

なお、家屋の賃借人（テナント）等がその家屋に対して施工した内装、造作、建築設備等については、これらの資産が当該賃借人等の事業の用に供することができるものである場合に限り、これらの資産を償却資産として取り扱うとともに、当該賃借人等をその所有者とみなします。

【参考】家屋と償却資産の区分表（一般的な区分の例示）

種類／分類	内容	家屋と設備等の所有関係				
		同じ場合		異なる場合		
		家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事（内装・造作等）	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○			○	
電気設備	受変電設備		○		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○	○	
	中央監視設備	設備一式		○	○	
	電灯コンセント設備・照明器具設備	屋外設備一式 屋内設備一式		○	○	
	電力引込設備	引込工事		○	○	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○
	LAN設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管・配線等	○			○
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			○
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ		○		○
		配管・配線等	○			○
避雷設備	設備一式	○			○	
火災報知設備	設備一式	○			○	
盗難非常通報装置	設備一式	○			○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○	○	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○		○	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		○		○
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
衛生設備	屋内の配管等	○			○	
消火設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			○	
	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			○	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		○	○	
		上記以外の設備	○		○	
換気設備	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○	○	
		上記以外の設備	○		○	
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○		○	
	駐車場設備	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む。）、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		○		○
		工場用ベルトコンベア		○		○
	運搬設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
上記以外の設備		○			○	
その他の設備	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○		○	
外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		○		○	

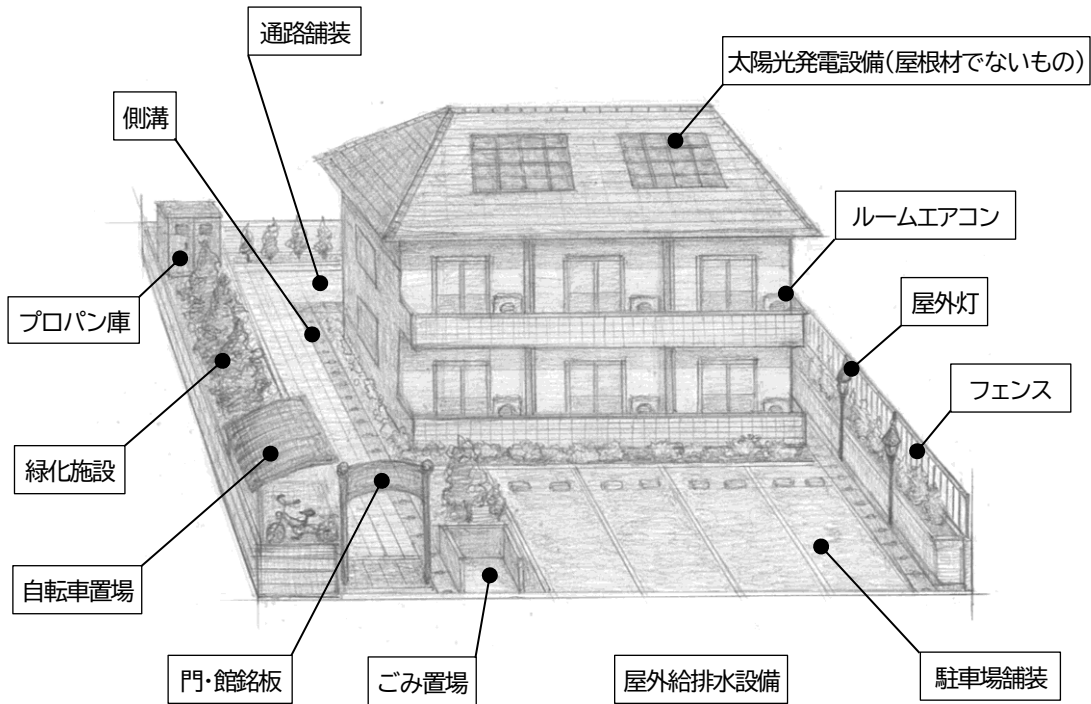
(5) 業種別の主な償却資産

各業種における主な償却資産の例をお示しします。

あくまでも一例ですので、実態に沿った申告をお願いします。

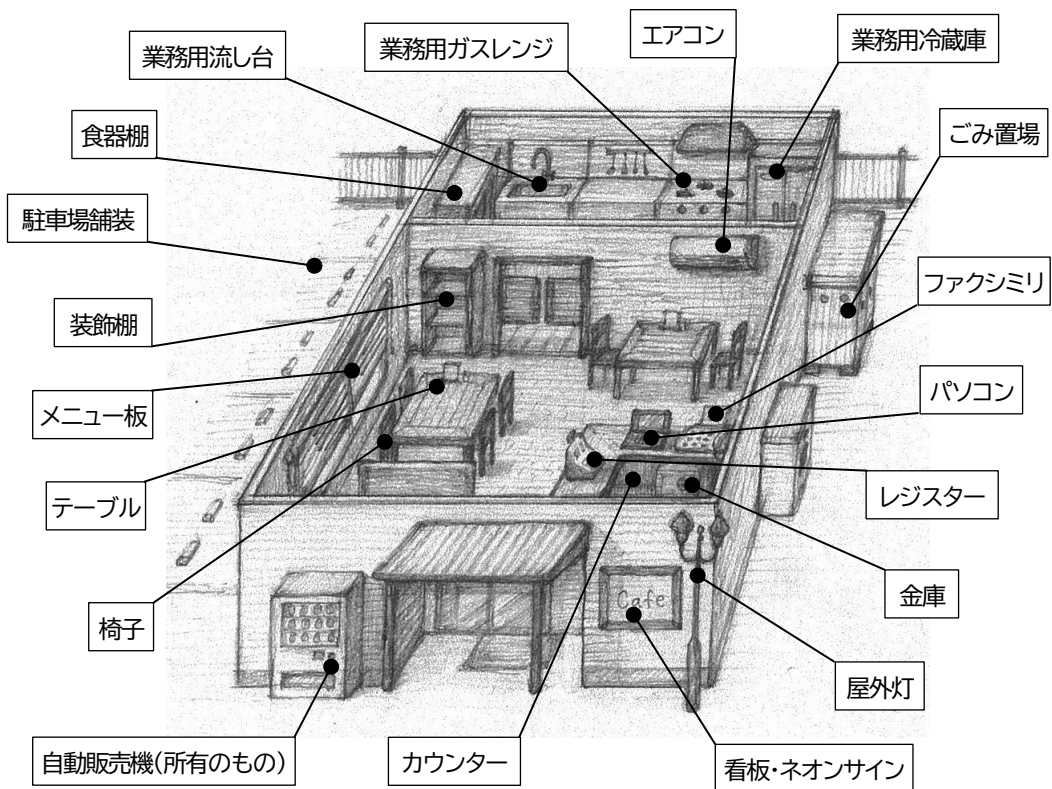
業種	内容 (例)
各業種共通	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、計算機、複写機、パソコン、テレビ、看板、事務机、椅子、冷暖房装置 等
不動産賃貸業 (アパート、貸駐車場等)	駐車場舗装、門、塀、側溝、緑化施設、フェンス、自転車置場、屋外灯、館銘板、受変電設備、電力引込線、屋外給排水設備、屋外ガス管、太陽光発電設備、ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス、ごみ置場、プロパン庫 等 ※ 不動産賃貸業における償却資産のイメージ ⇒ 8ページを参照
飲食業 (飲食店等)	カウンター、装飾棚、金庫、レジスター、テレビ、ごみ置場、冷暖房装置、厨房機器、冷蔵庫、製麺機、日よけ、メニュー板、看板、ネオンサイン、屋外灯、テーブル、椅子、食器棚 等 ※ 飲食業における償却資産のイメージ ⇒ 8ページを参照
理容・美容業	理容・美容椅子、応接セット、消毒殺菌装置、タオル蒸し器、ドライヤー、紫外線灯、洗面設備、冷暖房装置、レジスター、テレビ、サインポール、ネオンサイン 等
農業	温室 (ビニール製)、給排水設備、井戸、農業用耕作機械等 (乗降装置のないもの)、農耕作業用自動車 (大型特殊自動車に限る。) 等 ※自動車税・軽自動車税の対象となるものを除く。
ホテル・旅館業	テレビ、ビデオ、キャビネット、カラオケセット、自動販売機、ベッド、応接セット、冷暖房装置、製氷機、プール、ボイラー、金庫、看板、庭園、駐車場設備、電話交換設備、放送設備 等
医療・薬局業	薬品戸棚、陳列ケース、消毒殺菌装置、ベッド、キャビネット、分包器、エックス線装置、顕微鏡、心電計、手術台、投影機、冷蔵庫、保育器、歯科診療用ユニット、光学検査機器、看板、ネオンサイン、冷暖房装置、レジスター、給食用厨房器具 等
小売業	ショーウィンドー、陳列ケース、レジスター、店用簡易装備、自動販売機、冷蔵ストッカー、冷蔵庫、日よけ、冷暖房装置、間仕切、ネオンサイン、看板 等
食肉・鮮魚販売業	冷蔵庫、冷凍機、レジスター、陳列ケース、肉裁断機、挽肉機、ポンプ 等
売電業	太陽光発電設備、フェンス 等
ガソリン給油業	ガソリン計量機、リフト、充電機、コンプレッサー、証明設備、看板、地下タンク、キャビネット、消火器、金庫、自動販売機、構内舗装、独立キャノピー、レジスター、洗車機 等
自動車修理業	旋盤、プレス、切削工具、取付工具、検査工具、ホーニング、リフト、コンデンサー、充電器、チェーンブロック、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、万力、ドリル、金庫 等

【参考】不動産賃貸業における償却資産のイメージ



- ※ アパート・貸駐車場を想定しています。
- ※ あくまでも一例です。実態に沿った申告をお願いします。

【参考】飲食業における償却資産のイメージ



- ※ 飲食店を想定しています。
- ※ あくまでも一例です。実態に沿った申告をお願いします。

2 税額等の算出方法

(1) 価格（評価額）の算出

- 償却資産の価格（評価額）は、償却資産の取得年月、取得価額^(※1)及び耐用年数^(※2)に基づき、取得後の経過年数に応じる価格の減少（減価）を考慮して、一品ごとに評価し、決定します。

※1 取得価額

償却資産を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額（当該資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該資産をその用途に供するために直接要した費用の額）をいいます。

※2 耐用年数

減価償却資産を通常の用途で使用した場合、通常予定される効果を上げることができると見込まれる年数をいいます。

固定資産評価基準（総務省告示）においては、「償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数によるものとする。」と定められています。

- 価格（評価額）の求め方は、次のとおりです。

前年中（令和5年1月2日から令和6年1月1日まで）に取得した資産の価格（評価額）	取得価額 × (1 - 減価率 / 2)
前年前（令和5年1月1日以前）に取得した資産の価格（評価額）	前年度の価格（評価額） × (1 - 減価率) … a $\left[\begin{array}{l} a \text{により求めた額が} (取得価額 \times 5 / 100) \text{より} \\ \text{も小さい場合は、} (取得価額 \times 5 / 100) \text{により求} \\ \text{めた額を価格（評価額）とします。} \end{array} \right]$
※ 下線部を「減価残存率」といいます。	
※ 「減価率」及び「減価残存率」は、10ページの「減価率・減価残存率一覧表」の耐用年数に応じる減価率及び減価残存率を参照	

【参考】価格（評価額）の算出の具体例

- 条件

取得価額：1,000,000円、取得年月：令和5年11月、耐用年数：3年

- 価格（評価額）の算出

年度	価格（評価額）の計算式
令和6年度	$1,000,000円 \times (1 - 0.536 / 2) = 732,000円$
令和7年度	$732,000円 \times (1 - 0.536) = 339,648円$
令和8年度	$339,648円 \times (1 - 0.536) \doteq 157,596円$ （円未満切捨て）
令和9年度	$157,596円 \times (1 - 0.536) \doteq 73,124円$ （円未満切捨て）
令和10年度	$73,124円 \times (1 - 0.536) \doteq 33,929円$ （円未満切捨て） ⇒ 上記の式により求めた額が50,000円（取得価額1,000,000円 × 5 / 100）を下回るため、令和10年度以降は、50,000円が価格（評価額）となります。

【参考】減価率・減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		【前年中取得】 1-減価率/2	【前年前取得】 1-減価率			【前年中取得】 1-減価率/2	【前年前取得】 1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	23	0.095	0.952	0.905
3	0.536	0.732	0.464	24	0.092	0.954	0.908
4	0.438	0.781	0.562	25	0.088	0.956	0.912
5	0.369	0.815	0.631	26	0.085	0.957	0.915
6	0.319	0.840	0.681	27	0.082	0.959	0.918
7	0.280	0.860	0.720	28	0.079	0.960	0.921
8	0.250	0.875	0.750	29	0.076	0.962	0.924
9	0.226	0.887	0.774	30	0.074	0.963	0.926
10	0.206	0.897	0.794	31	0.072	0.964	0.928
11	0.189	0.905	0.811	32	0.069	0.965	0.931
12	0.175	0.912	0.825	33	0.067	0.966	0.933
13	0.162	0.919	0.838	34	0.066	0.967	0.934
14	0.152	0.924	0.848	35	0.064	0.968	0.936
15	0.142	0.929	0.858	36	0.062	0.969	0.938
16	0.134	0.933	0.866	37	0.060	0.970	0.940
17	0.127	0.936	0.873	38	0.059	0.970	0.941
18	0.120	0.940	0.880	39	0.057	0.971	0.943
19	0.114	0.943	0.886	40	0.056	0.972	0.944
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	60	0.038	0.981	0.962
22	0.099	0.950	0.901	70	0.032	0.984	0.968

(2) 課税標準額の算出

個々の償却資産について算出した価格（評価額）の合計額が課税標準額（1,000円未満切捨て）となります。

ただし、課税標準の特例の対象となる償却資産（11ページを参照）がある場合は、その償却資産の価格（評価額）に特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

(3) 税額の算出

課税標準額に税率を乗じて、税額を算出します。

$$\text{課税標準額（1,000円未満切捨て）} \times \text{税率（1.4\%）} = \text{税額（100円未満切捨て）}$$

※ 償却資産の課税標準額が150万円(免税点)未満の場合は、課税されませんが、この場合においても申告をする必要があります。

(4) 非課税となる償却資産

地方税法第348条、同法附則第14条等の規定により、固定資産税が非課税となる償却資産（＝非課税償却資産）があります。

非課税償却資産の申告については、13～15ページを御参照ください。

(5) 課税標準の特例の対象となる償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条等の規定により、一定の要件の下、課税標準の特例が適用される償却資産（＝特例償却資産）があります。

特例償却資産の申告については、13～15ページを御参照ください。

なお、国が一律に定めていた課税標準の特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする「地域決定型地方税制特例措置（＝わがまち特例）」が一部の償却資産において導入されています。

【参考】大磯町における「わがまち特例」の一覧（令和6年度課税分）

根拠 (地方税法)	内容	特例率	取得等時期	軽減期間	
第349条の3	第27項	家庭的保育事業用施設等	3分の1	期限なし	期限なし
	第28項	居宅訪問型保育事業用施設等	3分の1	期限なし	期限なし
	第29項	事業所内保育事業用施設等	3分の1	期限なし	期限なし
附則第15条	第2項第1号	汚水・廃液処理施設 (水質汚濁防止法)	2分の1	R 4. 4. 1～ R 6. 3. 31	期限なし
	第2項第5号	下水道除害施設 (下水道法)	5分の4	R 4. 4. 1～ R 6. 3. 31	期限なし
	第25項第1号イ	特定再生可能エネルギー発電設備 (太陽光：1,000kW未満)	2分の1	R 2. 4. 1～ R 6. 3. 31	3年度分
	第25項第1号ロ	特定再生可能エネルギー発電設備 (風力：20kW以上)	2分の1	R 2. 4. 1～ R 6. 3. 31	3年度分
	第25項第1号ハ	特定再生可能エネルギー発電設備 (地熱：1,000kW未満)	2分の1	R 2. 4. 1～ R 6. 3. 31	3年度分
	第25項第1号ニ	特定再生可能エネルギー発電設備 〔バイオマス： 10,000kW以上20,000kW未満〕	2分の1	R 2. 4. 1～ R 6. 3. 31	3年度分
	第25項第2号イ	特定再生可能エネルギー発電設備 (太陽光：1,000kW以上)	12分の7	R 2. 4. 1～ R 6. 3. 31	3年度分
	第25項第2号ロ	特定再生可能エネルギー発電設備 (風力：20kW未満)	12分の7	R 2. 4. 1～ R 6. 3. 31	3年度分
	第25項第2号ハ	特定再生可能エネルギー発電設備 (水力：5,000kW以上)	12分の7	R 2. 4. 1～ R 6. 3. 31	3年度分
	第25項第3号イ	特定再生可能エネルギー発電設備 (水力：5,000kW未満)	3分の1	R 2. 4. 1～ R 6. 3. 31	3年度分
	第25項第3号ロ	特定再生可能エネルギー発電設備 (地熱：1,000kW以上)	3分の1	R 2. 4. 1～ R 6. 3. 31	3年度分
	第25項第3号ハ	特定再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス：10,000kW未満)	3分の1	R 2. 4. 1～ R 6. 3. 31	3年度分
	第32項	特定事業所内保育施設等 (企業主導型保育事業用施設等)	3分の1	H29. 4. 1～ R 6. 3. 31に 補助金受給	5年度分

備考

- 1 地方税法の改正により、特例の内容が変更となる場合があります。
- 2 申告の際は、特例の対象となることを示す書類を添付する必要があります。具体的な書類については、お問合せください。
- 3 資産の取得等の時期が上記以外のもので、特例の対象となる場合があります。詳細は、お問合せください。

3 償却資産の申告

(1) 申告が必要な方

令和6年度分の償却資産の申告が必要な方は、次のとおりです。

- ・ 令和6年1月1日現在、次に掲げる事項のいずれか、又は両方に該当する方
 - ① 大磯町内に事業用の資産を所有している法人又は個人の方
 - ② 大磯町内に事業用の資産を貸し付けている(割賦販売に当たるようなリース契約の場合を除く。)法人又は個人の方

※ 申告の対象となる資産 ⇒ 2ページを参照

※ 次のいずれかに該当する場合も申告が必要です。

- ・ 令和5年中に償却資産の増減がなかった場合
- ・ 対象となる償却資産がない場合
- ・ 廃業、法人の解散、町内事業所の廃止等により大磯町内に申告すべき償却資産がなくなった場合

※ 償却資産を共有で所有されている場合は、各共有者が個別に申告するのではなく、共有名義で申告(共有者全員の氏名及び持分を明記)してください。

(2) 申告の方式

申告の方式は、「一般方式」及び「電算処理方式」の2通りがあります。

【一般方式】

前年中に増加し、又は減少した償却資産について申告(初めて申告する場合のみ全ての償却資産について申告)する方式です。

償却資産の価格(評価額)及び課税標準額の計算は、大磯町が行います。

【電算処理方式】

その年の1月1日現在所有している全ての償却資産について、申告される方が償却資産の価格(評価額)及び課税標準額を計算して申告する方式です。

(3) 提出書類

ア 申告の方式が「一般方式」の場合

次の表の区分により○印の付いている書類を提出してください。

区分	申告書	種類別明細書		申告書「18 備考」欄 記入（チェック）内容
		増加資産用 (草色)	減少資産用 (赤色)	
①初めて申告される方				
該当資産がある場合	○	○ (全資産記入)	×	「新規申告」
該当資産がない場合	○	×	×	「新規申告」 「該当資産なし」
②前年度に申告された方				
前年度と資産の内容が同じ場合	○	×	×	「増減なし」
増加した資産がある場合	○	○	×	「増加あり」
減少した資産がある場合	○	×	○	「減少あり」
増加・減少資産の両方がある場合	○	○	○	「増減あり」
前年度に引き続き該当資産がない場合	○	×	×	「該当資産なし」
③廃業、法人の解散、町内事業所の廃止等があった場合	○	×	×	具体的な内容及びその年月日を記入

※ 申告書等の記入例 ⇒ 14～16ページを参照

イ 申告の方式が「電算処理方式」の場合

次の表の区分により○印の付いている書類を提出してください。

区分	申告書	種類別明細書 (全資産用：草色)	注意事項
①該当資産がある場合	○	○ (全資産記入)	・ 申告書(ホ)・(ハ)・(ト)の欄も記入 ・ 非課税償却資産は取得価額には計上し、評価額には計上しない。 ・ 特例償却資産がある場合は、特例適用後の課税標準額を記入
②該当資産がない場合	○	×	申告書「18 備考」欄に「該当資産なし」と記入
③廃業、法人の解散、町内事業所の廃止等があった場合	○	×	申告書「18 備考」欄に具体的な内容及びその年月日を記入

※ 申告書等の記入例 ⇒ 14～16ページを参照

ウ 添付書類

- ・ 次のいずれかに該当する場合には、その事実を証する書類（承認通知書、届出書等）を添付し、当該添付書類名を申告書「18 備考」欄に記入してください。

- ・ 増加償却の届出を行っている償却資産がある場合
- ・ 耐用年数の短縮を行っている償却資産がある場合
- ・ 非課税償却資産がある場合（同時に「固定資産税非課税申告書」を提出）
- ・ 課税標準の特例の適用を受ける償却資産（＝特例償却資産）がある場合

- ・ 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合は、その権限を有することを証する書面として、税務代理権限証書（原本）を添付してください。

(4) 償却資産申告書の書き方

【「電算処理方式」により申告する場合の注意事項】

- ・ 評価額・決定価格・課税標準額を算出し、それぞれ(ホ)・(ハ)・(ト)欄に記入してください。なお、(ト)欄の「7 合計」の端数処理は、不要です。
- ・ 非課税償却資産は取得価額には計上し、評価額には計上しないでください。
- ・ 特例償却資産がある場合は、特例適用後の課税標準額を記入してください。また、中古又は移動により受け入れた特例償却資産がある場合は、最初に特例が認められた年月日を種類別明細書（増加資産・全資産用）の適用欄に記入してください。

- ・ 前年度において「電子申告 (eTAX)」により申告された方に対しては、この様式をお送りしていません。
- ・ あらかじめ印字されている内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記入してください。

- 3 個人番号 (マイナンバー: 12桁) 又は法人番号 (13桁) を右詰めで記入してください。(※17ページ参照) 共有の場合は、記入不要です。
- 4 事業種目を具体的に記入してください。法人の場合は、資本金又は出資金の額を記入してください。
- 5 個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月を記入してください。
- 6 この申告の担当者の係名、氏名及び電話番号を記入してください。
- 7 税理士等の氏名又は名称及び電話番号を記入してください。(税務代理権限証書も添付してください。)

令和 6 年 1 月 19 日 大磯町長 殿 令和 6 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

※ 所有者コード 99999999

申告書の提出日を記入してください。

1 郵便番号、住所 (所在地)、電話番号を記入してください。
※ 住所 (所在地) は、個人にあつては「住民登録地」、法人にあつては「本店所在地」です。

2 氏名 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) 及び屋号 (ある場合のみ) を記入し、ふりがなを付してください。
共有の場合は、共有者全員の氏名及び持分を記入してください。

(イ) 前年度に申告した資産の合計額を資産の種類別に記入してください。印字されている場合は、内容に相違がないか確認してください。

(ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。初めて申告される方は、全資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。また、前年前に取得した資産で、申告漏れがある場合は、こちらに計上して記入してください。

(ニ) 「(イ)-(ロ)+(ハ)」により算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

18 前年度と資産の内容が同じ場合は「増減なし」と、増加した資産がある場合は「増加あり」と、減少した資産がある場合は「減少あり」と、増加・減少資産の両方がある場合は「増減あり」と記入 (チェック) してください。併せて、初めて申告される方は、「新規申告」と記入 (チェック) してください。

・ 廃業・法人の解散・町内事業所の廃止等がある場合は、具体的な内容及びその年月日を記入してください。

・ 相続があった場合は、「〇〇年〇〇月〇〇日付けで被相続人〇〇から相続」と記入してください。

・ 添付書類等がある場合は、当該添付書類名を記入してください。

・ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項があれば記入してください。

大磯町で付番されたものを記入してください。新規の場合は、空欄で結構です。

8~14 それぞれの項目の有無について、該当する方を○で囲んで (又はチェックして) ください。

15 大磯町内にある事業所等資産の所在地を記入してください。

16 借用資産の有無について該当する方を○で囲んで (又はチェックして) ください。借用資産がある場合は、貸主の名称及び対象資産を記入してください。

17 事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んで (又はチェックして) ください。

この欄は、「電算処理方式」により申告される方のみ記入してください。

資産の種類	前年度に申告したものの取得価額 (イ)	前年中に減少したものの取得価額 (ロ)	前年中に取得したものの取得価額 (ハ)	取得価額の合計額 (ニ)
1 構 築 物	12,300,000	1,200,000	1,600,000	12,700,000
2 機 械 及 び 装 置	134,000,000		300,000	134,300,000
3 船 舶	30,000,000			30,000,000
4 航 空 機				
5 車 両 及 び 運 搬 具	5,000,000	1,500,000		3,500,000
6 工 具 及 び 備 品	45,400,000	546,000	3,450,000	48,304,000
7 合 計	226,700,000	3,246,000	5,350,000	228,804,000

住所: 〒 255 - 8555 区分: 本店所在地・住所 送付先
神奈川県中郡大磯町東小磯183番地
大磯ビル101号室 (電話 0463-61-4100)

個人番号又は法人番号: 0012345678910

事業種目: 船舶部品製造 (資本金等の額) (10百万円)

事業開始年: 昭和 40 年 4 月

この申告に回答する者の係及び氏名: 業務部 総務課 経理係 大磯 一郎 (電話 0463-61-4100 内線255)

税理士等の氏名: 小磯 二郎 (電話 0463-61-1991)

市(区)町村内における事業所等資産の所在地:
① 大磯町 東小磯183番地
② 大磯町 月京6番10号
③ 大磯町

借用資産 (有・無): 有 無 (貸主の名称等) 大磯リース株式会社 パソコン (5台)

事業所用家屋の所有区分: 自己所有 借家

備考 (添付書類等):
【申告区分】
 増減なし 増加あり 減少あり
 増減あり 新規申告 該当資産なし
 異動事項 (異動年月日: 5 年 9 月 30 日)
 廃業、解散等 町内事業所廃止
 氏名・名称変更 送付先変更
【その他参考事項】 事業所 (大磯町大磯937番地4) を廃止

(5) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

- 前年度において「電算処理方式」により申告をされた方に対しては、この様式をお送りしていません。独自の様式により令和6年1月1日現在で所有する全ての資産を申告してください。
- 前年度において「電子申告（eTAX）」により申告された方に対しては、この様式をお送りしていません。
- 前年度において「一般方式」により申告し、該当資産があった方（電子申告（eTAX）をされた方を除きます。）に対しては、前年度分の種類別明細書を同封しておりますので、記入の際に参考としてください。なお、「前年度分の種類別明細書」の提出は、不要です。

【記入が必要となる資産】

- 前年中（令和5年1月2日から令和6年1月1日まで）に取得した資産
- 前年中（令和5年1月2日から令和6年1月1日まで）に他の市町村から移動受入れした資産
- 前年前までに取得した資産で、申告漏れとなっていた資産
- 耐用年数の変更があった資産
- 大磯町に初めて申告される方は、令和6年1月1日現在で所有する全ての資産

取得した資産の数量を記入してください。

大磯町で付番されたもの（償却資産申告書右上の所有者コード欄に番号が印字されている場合は、その番号）を記入してください。新規の場合は、空欄で結構です。

- 次の区分により数字を記入してください。
- 構築物
 - 機械及び装置
 - 船舶
 - 航空機
 - 車両及び運搬具
 - 工具・器具及び備品

資産を取得した年月を和暦で記入してください。
大正 → 2 平成 → 4
昭和 → 3 令和 → 5

氏名又は名称を記入してください。

ページ数を記入してください。

令和6年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名		1枚のうち	
※所有者コード※												株式会社大磯製作所		1枚目	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価償却率	価額	課税標準の特例率	課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月								
01	1		ブロック塀	1	5	令和	5	5	1,600,000	15				1	
02	2		プレス機	1	5	令和	5	6	300,000	10				1	
03	6						4	10	100,000	15				2	申告漏れ
04	6						5	6	1,500,000	5				1	
05	6						5	6	700,000	15				1	
06	6		エアコン		5	5	令和	5	6	1,150,000	6			1	
07															
08															
09															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
小計				24					5,350,000						

この欄は、記入不要です。

資産の名称及び規格等を20字以内で記入してください。

当該資産の取得価額（当該資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含む。）を記入してください。
※ 圧縮記帳不可
※ 消費税の取扱い
・ 税込経理方式 → 取得価額に含める。
・ 税抜経理方式 → 取得価額に含めない。

償却資産申告書の(ハ)の合計と一致することを確認してください。

この欄は、「電算処理方式」により申告される方のみ記入してください。

耐用年数を記入してください。（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6を参照）
※ 見積耐用年数により償却している中古資産は、その耐用年数を記入してください。
※ 短縮耐用年数により償却している資産は、国税局長の承認通知書の写しを添付し、その耐用年数を記入してください。

- 該当する増加事由を○で囲んで（又は記入して）ください。
- 新品取得
 - 中古品取得
 - 移動による受入れ
 - その他（摘要欄に記入）

- 【「その他」の記載例】
- 申告漏れ
 - 耐用年数の変更
 - （非課税償却資産） → 法第348条第○項
 - （特例償却資産） → 法附則第15条第○項
 - R5.10月○○工場から受入れ

注意 「増加事由」の欄については、新品取得の場合は「1」を、中古品取得の場合は「2」を、移動による受入れの場合は「3」を、その他の場合は「4」を記入してください。

(6) 種類別明細書（減少資産用）の書き方

・ 前年度において、①申告をしていない方、②「一般方式」により申告し、該当資産がなかった方、③「電算処理方式」又は「電子申告（eTAX）」により申告された方に対しては、この様式をお送りしていません。

【減少資産に関する注意事項】

- ・ 耐用年数を経過した資産であっても、事業の用に供しているものであれば、減少資産になりません。
- ・ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）について、修繕等により引き続き事業の用に供することができるものは、減少資産に該当しません。

大磯町で付番されたもの（償却資産申告書右上の所有者コード欄に番号が印字されている場合は、その番号）を記入してください。

令和 6 年度
※ 所有者コード ※
99999999

減少した資産の数量を記入してください。

種類別明細書（減少資産用）

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 <small>千円 円</small>	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要
					年号	年	月				1 売却	2 減失	
01	1	123	外構フェンス	1	4	平成	26	2	1,200,000	10	2 減失	1 全部	
02	5	345	フォークリフト	1	4	平成	27	5	1,500,000	4	2 減失	1 全部	
03	6	567	エアコン	2	4	平成	24	9	200,000	6	2 減失	2 一部	300,000円（3台分）のうち、200,000円（2台分）が減失
04	6	678	応接セット	1	4	平成	24	4	196,000	5	2 減失	2 一部	
05	6	789	看板	1	4	平成	23	6	150,000	3	2 減失	1 全部	
06													
07													
08													
09													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
				小計	6				3,246,000				

氏名又は名称を記入してください。

ページ数を記入してください。

・ 前年中に減少した資産を抽出して記入してください。
 ・ 前年度において「一般方式」により申告し、該当資産があった方（電子申告（eTAX）をされた方を除きます。）に対しては、「前年度分の種類別明細書」を同封しておりますので、前年中に減少した資産を抽出して記入してください。

この欄は、記入不要です。

一部減少の内容、その他該当資産の価格の決定に当たり必要な事項がある場合は、そのことが分かるように記入してください。

該当する減少の事由を○で囲んで（又は記入して）ください。
 1 売却
 2 減失
 3 移動
 4 その他（摘要欄に記入）

該当する減少の区分を○で囲んで（又は記入して）ください。
 1 全部
 2 一部

償却資産申告書の(ロ)の合計と一致することを確認してください。

第二十六号様式別表二（提出用）

(7) 個人番号（マイナンバー）・法人番号の記入について

ア 申告書への記入方法

- ・ 14ページを御参照の上、記入してください。
- ・ 個人番号・法人番号の記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。なお、個人番号について、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合は、個人番号の申告書への記入がないものとして受理しますので、あらかじめ御了承ください。

イ 本人確認資料について

- ・ 個人番号を記入した申告書を御提出いただく場合は、番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施しますので、次の本人確認資料を御用意ください。
- ※ 郵送で申告書を提出される場合は、本人確認資料の写し（代理権確認資料は原本）を添付してください。

【本人が郵送・窓口で申告書を提出する場合（例）】	
番号確認資料	「個人番号カード（裏面）」、「住民票（個人番号の記載があるもの）」 又は「通知カード（記載事項に変更がないもの）」
身元確認資料	「個人番号カード（表面）」、「運転免許証」又は「プレ印字申告書」
【代理人が郵送・窓口で申告書を提出する場合（例）】	
本人の 番号確認資料 （写し）	「本人の個人番号カード（裏面）」、「本人の住民票（個人番号の記載があるもの）」又は「本人の通知カード（記載事項に変更がないもの）」
代理人の 身元確認資料	「代理人の個人番号カード（表面）」、「代理人の運転免許証」又は「代理人の税理士証票」
代理権確認資料 （原本）	「委任状」又は「税務代理権限証書（税理士）」
【電子申告（eTAX）で申告書を提出する場合（例）】	
番号確認資料※ （PDFデータ）	「本人の個人番号カード（裏面）」又は「本人の通知カード（記載事項に変更がないもの）」
身元確認資料	不要（電子証明書等により確認を行います。）
代理権確認資料	不要（電子証明書等により確認を行います。）
※ マイナンバー制度施行後（平成28年1月以降）に電子申告（eTAX）により申告書等をいずれかの地方公共団体に提出したことがある場合や、本人が個人番号カードにより申告書等に署名する場合は、本人の番号確認資料の添付は不要です。	

- ・ 法人番号を記入した申告書を御提出いただく場合は、本人確認資料の提示・添付は必要ありません。

(8) 申告に関する注意事項

ア 実地調査等について

- ・ 申告書等の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、次に掲げる行為を行うことがありますので、御了承ください。

- | |
|---|
| ① 電話での問合せ、実地調査又は資料提供の依頼（地方税法第353条又は同法第408条） |
| ② 所得税又は法人税に関する書類の閲覧（地方税法第354条の2） |

- ・ 上記の調査に伴い、資産の申告漏れ・申告誤りが判明した場合は、修正申告をお願いすることがありますので、御了承ください。

イ 不申告、虚偽の申告をされた場合等について

- ・ 償却資産の申告が必要な方が正当な理由なく申告しなかった場合は、地方税法第386条及び大磯町町税条例第48条の規定により、過料を科されることがあります。
- ・ 申告すべき事項について虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により、罰金に処せられることがあります。

ウ 過年度への遡及等について

- ・ 修正申告等に伴う賦課決定は、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分を限度とします。なお、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は、地方税法第17条の5第7項の規定により7年度分を限度とします。）遡及して行います。
- ・ 過年度分に関し、税額を増額させる賦課決定が行われた場合は、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますので、御了承ください。

エ 大磯町内に複数の事業所がある場合について

- ・ 大磯町内に複数の事業所がある場合は、町内の事業所分をまとめて申告してください。事業所ごとの申告はできません。

オ 大磯町外に償却資産が所在している場合について

- ・ 償却資産の申告は、その資産が所在する市町村に対して行う必要があります。そのため、所有されている償却資産のうち、大磯町外に所在しているものについては、大磯町への申告は必要ありません。

カ 申告される償却資産の内容について

- ・ 償却資産申告書の記入に当たっては、次の書類を参考としてください。また、申告される償却資産の内容（取得年月、取得価額、耐用年数等）は、これらの書類に示された償却資産の内容と整合していることを御確認ください。

- | |
|--|
| 個人の方・・・所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等 |
| 法人の方・・・固定資産台帳、法人税申告書別表16等 |

(9) 申告のチェックリスト

【償却資産申告書】

- 「提出日」や「所有者コード（分かる場合のみ）」は、記入されていますか？
- 「1～18欄」に記入漏れはありませんか？
- 「取得価額」に記入漏れはありませんか？
- 「取得価額」の計算に誤りはありませんか？
- 添付書類に漏れはありませんか？
- （前年度に申告された方）前年度期末と今年度期首の金額が一致していますか？
※ 申告漏れの資産を申告する場合は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の「摘要」に「申告漏れ」と記入してください。

【種類別明細書（増加資産・全資産用）】

- 「所有者コード（分かる場合のみ）」及び「所有者名」は、記入されていますか？
- 「資産の種類」、「資産の名称等」、「数量」、「取得年月」、「耐用年数」、「増加事由」及び「摘要」に記入漏れはありませんか？
- 申告対象外の資産（3ページ「申告の対象とならない資産」に記載の資産や、大磯町外に所在している資産）を記入していませんか？

【種類別明細書（減少資産用）】

- 「所有者コード（分かる場合のみ）」及び「所有者名」は、記入されていますか？
- 「資産の種類」、「抹消コード」、「資産の名称等」、「数量」、「取得年月」、「耐用年数」、「減少の事由及び区分」及び「摘要」に記入漏れはありませんか？

【その他】

- （控えが必要な方）申告書等の複写はお済みですか？
- （郵送での申告の方で、收受印が押印された控えの返送を希望される方）複写した申告書等と、返信用封筒（宛名記入・切手貼付）が同封されていますか？



大磯町観光キャラクター
あおみ
©2014 OISOVACHI

令和6年度（2024年度）償却資産（固定資産税）申告の手引

令和5年12月発行

編集・発行 大磯町 政策総務部 税務課

〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地

電話 0463-61-4100 内線255・256

〒255-8555

神奈川県中郡大磯町東小磯183番地

大磯町 政策総務部 税務課 資産税係 宛て

← 郵送で申告書を提出される際に、
← 切り取って御活用ください。